

# 上越市へのU・Iターンに関する主な支援制度の紹介



支援制度紹介ページ

【注意】下記に記載しているのは**主な要件のみ**です。  
詳しい補助要件を確認したい方は、右記二次元コードから  
市ホームページをご確認ください。

## 1 東京圏から上越市へのU・Iターンを応援 【移住・就業支援金】

主な支援対象者	支援額
<p>国の補助金制度に基づき創設</p> <p>【移住・就業支援金】</p> <p>一定期間、東京23区に在住、又は通勤していた人が、上越市へ転入して一定の要件を満たす就職・起業等をした場合</p>	<p>≪基本額≫</p> <p>・2人以上の世帯：100万円 単身世帯：60万円</p> <p>≪加算額≫</p> <p>・若者（18歳以上40歳未満）加算：一律10万円</p> <p>・子育て加算：18歳未満の子*の人数×100万円</p> <p>※…申請日が属する年度の4月1日時点における年齢</p>
<p>新潟県が独自に設けた補助金制度に基づき創設</p> <p>【子育て世帯移住・就業支援金】</p> <p>一定期間、東京圏（※）に在住していた子育て世帯に該当する人が、上越市へ転入して一定の要件を満たす就業・起業等をした場合</p> <p>※東京圏：東京都（原則23区除く）、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、法に定める条件不利地域を除く地域</p>	<p>一世帯：50万円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">「移住・就業支援金」「子育て世帯移住・就業支援金」ともに、詳細な要件があるため、申請に当たっては、必ず市ホームページから要件をご確認ください。</div>

## 2 賃貸住宅の家賃を応援

主な補助対象者	補助上限額
転入から1年以内に就職した人	<p>【就労促進家賃補助金】</p> <p>・主たる事業所が上越市内にある中小企業等へ就職した人 ：月額1万円（補助率1/2・最長12か月）</p> <p>・上記のうち、医療、福祉、建設業の分野の企業等へ就職した人 ：月額2万円（補助率1/2・最長12か月）</p> <p>【移住定住応援家賃補助金】</p> <p>・上記以外で、転入後1年以内に就職した50歳未満の人 ：月額1万円（補助率1/2・最長12か月）</p>
転入から1年以内に市内に主たる事務所を設けた50歳未満の個人事業主等	<p>【移住定住応援家賃補助金】</p> <p>・月額2万円（補助率1/2・最長12か月）</p>
本市に転入し、独立・自営就農または農業法人等に就業してから3年以内で、50歳未満の人（中山間地域に転入した人は61歳未満の人）	<p>【新規就農者住居費補助金】</p> <p>・月額2万円（補助率1/2・最長12か月） （独立・自営就農者は最長24か月）</p>

お問い合わせ先 上越市ふるさと暮らし支援センター（上越市 多文化共生課内）  
〒943-8601 上越市木田1-1-3 (☎025-520-5674)



### 3 住宅の取得を応援 【移住定住応援住宅取得費補助金】

主な補助対象者	補助上限額
以下に該当する 50 歳未満の人 ・ 上越市に転入前で、これから住宅を取得する人 ・ 転入から 3 年以内に住宅を取得する人 ・ 住宅取得後 1 年以内に転入する人	・ 新築、建売住宅の購入：40 万円（定額） ・ 中古住宅の購入：20 万円（定額） ≪加算額≫ ・ 子育て世帯※1、中山間地域移住者：各 10 万円 ・ 県特認世帯※2：最大 30 万円（申請日前に当市に転入した人は、転入した日から 2 年以内に補助金の交付をする人） ※1・・・18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの子のいる世帯（妊婦のいる世帯を含む） ※2・・・居住誘導区域内の中古住宅（戸建て住宅）を購入する子育て世帯、または県外からの転入世帯

### 4 住宅のリフォームを応援

主な補助対象者	補助上限額
・ 転入に伴い購入した空き家をリフォームする人 ・ 転入又は市内転居に伴い自身や親等の生家をリフォームする人	<b>【空き家定住促進利活用補助金】 【定住促進生家等利活用補助金】</b> ・ 50 万円（補助率 1/3） ≪加算額≫ ・ 子育て世帯※1、県外からの移住者、市が定める誘導重点区域内への移住者：各 10 万円 ・ 誘導重点区域内の空き家で公共下水道への接続工事を行う人：30 万円（補助率 1/3） ・ 新潟県空き家利活用支援事業の対象者※2：最大 110 万円 ※1・・・18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの子のいる世帯（妊婦のいる世帯を含む） ※2・・・居住誘導区域内で改修を行う子育て世帯、または県外からの移住者

### 5 サテライトオフィスの開設等を応援

#### (1) サテライトオフィス等家賃補助金

主な補助対象者	補助対象経費	補助限度額
市内にオフィスを開設する情報通信関連事業者等	・ オフィスの家賃、共益費	・ 上限 10 万円/月（補助率 1/2） ※最長 3 年間 最大 360 万円

#### (2) サテライトオフィス等リフォーム等補助金

主な補助対象者	補助対象経費	補助限度額
市内に新たにオフィスを開設する市外の情報通信関連事業者等	・ オフィスの建築、購入費 ・ オフィスのリフォーム費（改装及び改築に関する経費（設計費含む））	・ 上限 200 万円（補助率 2/3）

#### (3) サテライトオフィス等視察費用補助金

主な補助対象者	補助対象経費	補助限度額
市内に新たにオフィスの開設を検討する市外の情報通信関連事業者等	・ 宿泊費（夕食費を除く）及び施設使用料 ・ 交通費（公共交通機関の運賃）	・ 宿泊費等：1 人当たり 10,000 円/1 泊（1 事業者当たり 2 人まで、補助率 10/10） ・ 交通費：1 事業者当たり 50,000 円まで（補助率 10/10）

・ なお、起業・創業でオフィスを市内に開設する場合は、補助金交付申請時において、市外から転入して 1 年以内の方の起業・創業に限ります。（(1)家賃補助金、(2)リフォーム等補助金が対象）